第２期佐賀県基本計画

１　基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、令和５年７月１日現在における佐賀県内全域（佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町）とする。佐賀県の面積は約 24 万 ha である。

本促進区域には下表で○を記載した区域が含まれており、－を記載した区域は含まれない。

自然公園法に規定する国立・国定公園区域	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	－
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	○
シギ・チドリ類渡来湿地	○
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等	○

本促進区域は、玄海国定公園を含む７つの自然公園法に規定する自然公園、樫原湿原と多良岳の県自然環境保全地域、特定植物群落や重要湿地等環境保全上重要な地域を含むものであるため、「８．環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。また、国立・国定公園を含む地域経済牽引事業計画を承認する場合には、国立公園においては地方環境事務所、国定公園においては都道府県の自然環境部局と事前に調整を図るものとし、地方公共団体の条例により指定された保護区域等についても、それぞれの条例や関係計画に基づき、適切な環境保全を図るものとする。なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域と絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区に促進区域の設定を行っていない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化等が計画されており、当該港湾計画に関連した（重点）促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①　地理的条件

佐賀県は、九州北西部に位置し、九州の高速道路、鉄道がクロスする交通の要衝であり、アジアへの地理的優位性を有する。また、穏やかな気候で地震が少ない等、優れた自然環境に育まれている。

面積は、約 24 万 ha で、県の北部には天山・脊振山系、西部には多良山系が連なっており、南部には広大な佐賀平野が広がっている。

②　インフラの整備状況

（鉄道・道路）

佐賀県は、中部地区を中心として東西を走るＪＲ長崎本線・佐世保線及び長崎自動車道、中部地区から北部地区に伸びるＪＲ唐津線及び佐賀唐津道路、また、北部地区や西部地区を走る西九州自動車道により各地域を結んだ一体の経済圏となっており、現在は有明海沿岸道路の整備が進む等一層交通網の充実に向け取り組んでいる。

また、東部地区には九州を南北に貫く九州自動車道と東西に走る長崎・大分自動車道のクロスポイント「鳥栖ジャンクション」があり、福岡市まで 18 分、北九州市や熊本市まで約 40 分、長崎市や大分市まで約 90 分そして鹿児島市まで約 170 分と、九州の主要都市まで３時間圏内となっており九州の交通の要衝となっている。

（港湾）

日本海を望む県北部には海の玄関口として国際海上輸送ネットワークの重要港湾に位置付けられている伊万里港（令和４年取扱貨物量 142 万ｔ）、唐津港（令和４年取扱貨物量 265 万ｔ）がある。（取扱貨物量出典：令和４年港湾統計）

両港湾はいずれもアジアの主要都市に近く、特に伊万里港においては、韓国・釜山港、中国・大連港、青島港、上海港等からの定期航路が運航しておりアジアに向けた質の高いポートサービスの提供が可能となっている。

（空港）

中部地区には九州佐賀国際空港があり令和５年 10 月１日現在、毎日東京国際空港５往復が就航しており、首都圏とのアクセスは良好であるほか、国際線についてもソウルに毎日１往復、上海週２往復、台北週２往復が就航しており海外へのアクセスも充実している。

また、西日本最大の空の玄関口である福岡空港や長崎空港までの所要時間も、ともに中部地区からはそれぞれ１時間程度であり、目的地や利用形態に応じて使い分けることが可能となっている。

③　産業構造

産業構造は、令和２年度の県内総生産（実質）の構成比で見ると、一次産業が産業全体の約 2.0%，二次産業が約 31.6%，三次産業が約 66.0%（令和２年度県民経済計算）を占め、全国と比較して一次産業と二次産業の割合が高く、三次産業の割合が低い。

佐賀平野を中心とした穀物の生産や有明海に面した地域でののりの養殖、玄界灘に面した地域での園芸や畜産等、豊かな自然の恵みを受けた農業や水産業が盛んである。工業の分野では陶磁器産業、家具産業、製薬業といった特色ある地域産業が根付いている。特徴的な分野としては江戸時代に長崎街道を伝って砂糖が豊富に流通したことから製菓業が盛んであり、また、全国でも有数の米どころであることから清酒の醸造も盛んである。

近年では、このような多様な産業の魅力を高めるために、県産品のブランド化や技術開発、人材育成等の取組や、産学官連携による支援が進められている。

④　人口分布の状況等

佐賀県人口移動調査によると、佐賀県の人口は、平成９年以降、転出者が転入者を上回る社会減の状況であることに加えて、平成 15 年以降は死亡者数が出生者数を上回る自然減の状況も加わり、減少傾向である。令和２年国勢調査によると平成 27 年国勢調査に比べ 21,390 人減の 811,442 人となっている。また、昭和 55 年に 200,620 人だった 14 歳以下の年少人口は、20 年後の平成 12 年には 144,028 人になり、その 20 年後の令和２年には 109,174 人まで減少した。65 歳以上の老年人口の構成比も全国平均より高くなっている。（国 28.56%、本県 30.63%（令和２年 10 月１日現在））

２　地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

佐賀県では、令和３年経済センサス活動調査において、製造業の売上高が２兆 143 億円（全体の約 34.9％）で最も高い。雇用者においても 66,118 人（同約 18.5％）で卸売業・小売業、医療・福祉に次いで３番目に高く、製造業の比重が大きい経済構造となっている。

また、佐賀県の産業構造は、農業、林業や水産業に代表される第１次産業の比重が全国に比べ高く、令和４年の県内総生産における第１次産業の構成比は 2.5％と全国 11 位である。また、令和４年の食料自給率は生産額ベースで 134％（全国 10 位）、カロリーベースで 99％（全国７位）といずれも全国トップクラスであり、重要な食糧基地となっている。

佐賀県には、地震や台風等の自然災害が少ないという BCP 面での優位性、高速道路や鉄道の九州のクロスポイントであり隣県も含め航空路線や国際航路が豊富であるというロジスティクス面での優位性がある。これらを生かして、製造業や流通関連産業等を中心とした企業の集積を後押しすることにより、産業の活性化や地場企業への波及効果を目指す。

（２）経済的効果の目標

・１件あたり 4,500 万円以上の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 50 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.28 倍の波及効果を与え、促進区域で 2,880 百万円の付加価値を創出することを目指す。

・2,880 百万円は、促進区域の対象となる産業分野（「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」）の付加価値合計（774,776 百万円「令和３年経済センサス活動調査」）の約 0.3％である。

・また、ＫＰＩとして、促進区域内に誘致した企業の件数、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	1,565 百万円	4,445 百万円	約 184.02％

【５（３）で指定する業種の経済的効果の目標（指定する業種ごと）】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：化学工業	19,088 百万円	19,135 百万円	0.25%
業種：非鉄金属製造業	27,820 百万円	27,890 百万円	0.25%
業種：電子部品・デバイス・電子回路製造業	41,368 百万円	41,471 百万円	0.25%

・2,880 百万円の付加価値を創出することを目指す上で、指定する業種ごとに直近の佐賀県内における総付加価値額のうちその業種が占める割合とその業種が地域にもたらす生産波及効果を掛け合わせて、それぞれの指定業種にて新たに付加価値を創出することを目指す。

【任意記載のＫＰＩ】

	現状	計画終了後	伸び率
促進区域内に誘致した企業の件数	131 件	206 件 (年間 15 件)	約 57.25%
地域経済牽引事業の新規事業件数	35 件	85 件 (年間 10 件)	約 142.85%

３　地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 4,500 万円(佐賀県の１事業所あたり平均付加価値額「令和３年経済センサス活動調査」) を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で 12%以上増加すること
②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で６%以上増加すること
③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で３%以上増加すること
④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で１%以上増加すること

４　促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

別紙のとおり

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び自然公園法に規定する国立公園・国定公園は当該重点促進区域から除外するものとする。

上記の他、その他の環境保全上重要な地域は当該重点促進区域に存在しない。

（地図）

別紙のとおり

（２）区域設定の理由

別紙のとおり

（３）（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

別紙のとおり

５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①佐賀県の輸送用機械関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

※産業集積のある産業は「半導体関連産業」「医療・医薬品関連産業」「輸送用機械関連産業」「食品関連産業」

②佐賀県の化粧品関連産業のネットワークを活用したコスメティック産業分野

③佐賀県の九州自動車道等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野

④佐賀県の九州自動車道等の交通・物流インフラを活用した流通関連分野

⑤佐賀県のＩＣＴ関連のビジネス環境を活用したデジタル関連分野

⑥佐賀県の恵まれた自然条件や豊富な農林水産資源を活用した農林水産分野

（２）選定の理由

①佐賀県の輸送用機械関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

※産業集積のある産業は「半導体関連産業」「医療・医薬品関連産業」「輸送用機械関連産業」「食品関連産業」

㋐半導体関連産業

半導体関連産業は九州に多く集積している産業であり、九州における集積回路の生産は国内シェア約４割（生産金額ベース）を誇っている。それに加えて、地震が少ない、交通アクセスに恵まれている等の佐賀県の優位性により、佐賀県には部材材料メーカー等半導体関連産業が 50 社近く集積している。中でも、シリコンウエハの製造品出荷額（約 1,542 億円）

は全国１位であり、これはシリコンウエハの市場で世界的なシェアを誇る株式会社ＳＵＭＣＯが県内に３事業所を立地していることによるものである。また、その他半導体製造装置製造業の製造品出荷額は約 131 億円となっている。（令和３年経済センサス活動調査より）

さらに、積層セラミックコンデンサ用電極材料であるニッケル粉末の製造で世界的なシェアを誇る昭栄化学工業株式会社が製造拠点に加えて研究開発拠点を佐賀県に移転させた。また、佐賀県の半導体産業基盤の強化を図ることを目的として、県内外の産学官が連携する組織「さが半導体フォーラム」が設立され、企業・団体・行政等が加入し、セミナーや交流会等への参加を通じて半導体業界の情報収集等を行っている。企業誘致においても、「半導体関連産業」を重点分野として設定し、力を入れているところである。佐賀県に集積のある半導体関連産業を成長ものづくり分野として想定する。

㋑医療・医薬品関連産業

佐賀県は久光製薬株式会社、祐徳薬品工業株式会社等日本を代表する医薬品関連企業の創業の地となっている。令和３年経済センサス活動調査で公表されている数値によると佐賀県の医薬品製剤製造業の製造品出荷額は約 929 億円で九州では一番高く、九州内において 40％を超えるシェアを誇っている。さらに、佐賀県は、人口 10 万人あたりの薬局数が全国１位（令和３年度衛生行政報告例）であり、小売店舗の充実も医療・医薬品関連産業が集積する土台となっている。企業誘致においても、これらのポテンシャルを生かして「医療品・医療機器関連産業」を重点分野として設定し、力を入れているところである。佐賀県に集積のある医療･医薬品関連産業の医薬品製剤や関連機器の製造等を成長ものづくり分野として想定する。

㋒輸送用機械関連産業

佐賀県はトヨタ自動車九州株式会社や日産自動車九州株式会社等に近く、トヨタ紡織九州株式会社、小糸九州株式会社、株式会社ブリヂストン等の一次下請け企業も複数社進出している。そのため、自動車部品等の製造が盛んであり、平成 18 年には佐賀県自動車産業振興会が発足した。同振興会は現在会員企業が 66 社あり、新規取引や取引拡大を目指した取組を行っている。また、北部九州には株式会社名村造船所や三菱重工業株式会社長崎造船所等造船所が古くから立地しており、関連企業も周辺に立地している。令和３年経済センサス活動調査によると、佐賀県における製造業の製造品出荷額（約２兆 283 億円）のうち輸送用機械器具製造業が約９％（約 1,887 億円）を占めており、食料品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業に続き高い割合となっている。佐賀県に集積のある輸送用機械関連産業を成長ものづくり分野として想定する。

㋓食品関連産業

佐賀県では板のり（収穫量全国１位：令和２年漁業・養殖業生産統計より）やハウスみかん（収穫量、出荷量全国１位：令和３年作物統計調査より）等豊富な農水産資源を活用した食品関連産業が盛んであり、食料品製造業は従業員４人以上の事業所 255 社、従業員 16,669 人となっている。（令和３年経済センサス活動調査より）製造業の業種別構成比でみると、事業所数割合 20.4％（全国平均約 12.2％）、従業者数割合約 26.8％（全国平均約 14.6％）と全国平均を大きく上回っている。戦前から味の素株式会社の世界最大級のアミノ酸原材料工場が立地しているほか、株式会社ヤクルト本社、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社等大手食品関連企業が西日本の生産拠点を配置しており、佐賀県に集積のある食品関連産

業を成長ものづくり分野として想定する。
②佐賀県の化粧品関連産業のネットワークを活用したコスメティック産業分野
佐賀県では、唐津市、玄海町を中心とした佐賀県ひいては北部九州に、美と健康に関する産業を集積し、中長期的には、成長するアジア市場のコスメの拠点となることを目指すコスメティック構想を推進している。この構想がスタートしたのは平成 25 年。そのきっかけは、平成 24 年にフランスの「コスメティックバレー」のアルバン・ミュラー名誉会長が佐賀県唐津市、玄海町を訪れ、地域資源に注目。既に唐津にミニクラスター（化粧品製造、検査・輸入代行、物流）が形成されていたこと、アジアへの地理的優位性、豊かな自然と農産物、玄海町の薬用植物栽培研究所（薬草園）があること等から、この地はコスメ産業の発展に適していると太鼓判を押したことに始まる。平成 25 年 11 月には佐賀県を中心とする北部九州に国際的コスメティッククラスターを実現するための推進母体として関連企業や大学等の研究機関、佐賀県を含めた行政等で構成される一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター（ＪＣＣ）が設立された。ＪＣＣはコスメティック構想の実現に向けて、海外化粧品関連団体との連携を促進しており、フランスのみならずイタリア、スペイン、台湾、タイ、韓国の団体との連携協定を締結し、このネットワークを活かした国際ビジネスマッチングを推進している。また、佐賀県唐津市加唐島に４万本以上自生している椿等の地域資源等や薬草園が持つ薬草栽培のノウハウ等を生かした「天然由来原料の供給地」となることも目指して、化粧品会社と高品質ハーブ原料の開発に向けた連携プロジェクトをスタートさせる等地域と産業のマッチングも行っているところである。さらに、産業の集積を目指すうえで、行政と連携して国内外企業誘致活動も行っている。取組開始以降、14 件の化粧品関連産業の企業が進出したほか、輸出入、地域資源を活用した商品開発、地域産品の化粧品原料化の実績も生まれている。
また、更なるイノベーションの創出を図るため、コスメティック分野に特化したアクセラレータープログラムの運営を通じてスタートアップを支援するほか、佐賀県産業イノベーションセンターと連携し、佐賀大学に「化粧品科学　共同研究講座」を設置する等、高品質な化粧品技術開発やコスメティック人材の育成にも力を入れて取り組んでいる。企業誘致においても、「化粧品関連産業」を重点分野として設定し、力を入れているところである。

③佐賀県の九州自動車道等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野
佐賀県は、ものづくりの基盤を支える交通インフラにおいて、九州内の高速道路や鉄道がクロスする位置にある。高速道路は、九州を南北に貫く九州自動車道と東西に走る長崎・大分自動車道のクロスポイント「鳥栖ジャンクション」を有しており、鳥栖ジャンクションから九州全県（沖縄県を除く）及び中国地方までは３時間以内で移動が可能である。さらに、九州の鉄道輸送の拠点である鳥栖貨物ターミナル駅は、鳥栖ジャンクションに近く、大型コンテナの取扱も可能なためものづくり企業の多様な物流ニーズにも対応できる。このように佐賀県は交通アクセスに恵まれていることから、令和３年度から令和５年度の間に 18 社（製造業）が生産能力の増強や生産拠点の新設を目的とし、県内に進出した。
さらに、佐賀県内には九州佐賀国際空港と２つの重要港湾（伊万里港、唐津港）を有しているだけでなく、優れた交通アクセスを生かして隣県にある３つの空港（福岡空港、北九州空港、長崎空港）や６つの港湾（博多港、北九州港、苅田港、三池港、佐世保港、長崎港）が利用可能である。目的地等に応じてそれらを使い分けることが可能となっている。アジア

への近さに加えて、その玄関口となる空港や港湾へのアクセスも優れていることから、アジア向けの生産拠点や原材料の輸入拠点としても活用されている。具体的な事例をみてみると、プレカットの加工実績において国内で大きなシェアを占めるポラテック西日本株式会社が博多港を通じて輸入した木材を加工して九州内に供給する製造拠点として九州工場(現ポラテック九州株式会社佐賀工場）を唐津市に開設した。これは、港湾からのアクセスと九州内へのアクセスの双方を評価された結果である。

④佐賀県の九州自動車道等の交通・物流インフラを活用した流通関連分野

③のとおり、佐賀県の交通・物流インフラ環境は充実している。この充実した環境を活用するため、流通関係企業が多く進出している。また、鳥栖インターチェンジ近くの流通業務団地であるグリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖は約 68ha の広大な面積を誇り、物流企業約 40 社が進出し、九州随一の物流拠点となっている。

⑤佐賀県のＩＣＴ関連産業のビジネス環境を活用したデジタル関連分野

佐賀県では平成 27 年度から企業誘致において事務系正社員を志向する若者をはじめとした県民ニーズに応えるため、デジタル関連企業誘致に力を入れている。その一環として、「さが創生オフィススペース創出事業」等、市町と連携した拠点オフィスの整備や既存施設の改修に取り組み、デジタル関連産業進出の受け皿整備を行っている。また、平成 28 年度から令和２年度は「やわらかBiz 創出事業」に取り組み、交流会を通じて県内のＩＴ・クリエイティブ関係の人材・企業の連携を促進するとともに、金融機関とのマッチング等事業化支援を行いイノベーション創造による関連産業育成によって多様な就業機会創出を図った。平成 22 年度～平成 26 年度の５年間で２社だったデジタル関連企業の進出が、令和３年度は 14 社、令和４年度は 13 社と着実に増加している。さらに、佐賀県は情報システムやデザイン等を学ぶ大学や専門学校等への定期的な訪問やメール等を通じて佐賀県のデジタル関連企業の進出や求人に関する情報提供を行うことにより、人材確保のためのネットワークづくりを行っている。

平成 29 年には佐賀県と株式会社オプティムがＡＩ・ＩｏＴ活用推進の包括連携協定を締結し、「第４次産業革命を佐賀から」をスローガンに農業やのり養殖等のほか、遠隔医療やインフラ整備、防災等様々な分野でＡＩ・ＩｏＴの活用を推進していく環境が整いつつある。

また、平成 30 年には「佐賀県産業スマート化センター」を開設し、県内企業のＤＸ推進のためのマッチングハブ等として機能している。県内・外のＩＴ企業等約 300 社が協力企業として登録を申し出ており、ソリューションベンダーとしての県内ＩＴ企業への事業機会の提供と、ユーザーとしての県内非ＩＴ企業のデジタル利活用の促進の双方に寄与しているところである。

さらに、令和２年度以降は、プログラミング人材の養成を行う「Saga Smart Samurai」に着手するとともに、その後、ノーコード人材を育成する「SAGA Smart Ninja」やエンジニアの起業・副業等の推進を目的とした「SAGA Smart Terakoya」等人材面からの事業成長の支援・促進にも取り組んでいる。

これらの取組を通じて、人材・企業のさらなる集積を図り、デジタル関連分野の中心となるＡＩやＩｏＴの産業活用を促進していく。

⑥佐賀県の恵まれた自然条件や豊富な農林水産資源を活用した農林水産分野

農業分野においては、令和６年の耕地面積は、49,600ha で総土地面積（244,064ha）の約20%を占めており、耕地面積割合は全国トップクラスである。温暖な気候や肥沃な土壌などの恵まれた自然条件を活かしながら、平坦地域では、主に米や大豆と裏作に麦やたまねぎ等の露地野菜を組み合わせた生産性の高い水田農業、中山間地では、みかんやなし等の果樹や肉用牛をはじめとした畜産など、多様な農業を展開している。

林業分野においては、比較的なだらかな地形に基幹林道等の生産基盤が整備され、戦後を中心に植林されたスギやヒノキが充実した森林資源を形成しており、令和４年の人工林率は全国１位である。また、地域の加工施設の活用などにより地域材の高付加価値化、ブランド化が進められている。

水産業分野においては、有明海と玄界灘という二つの海域に面しており、地理的特性を活かした多様な漁業が展開されている。有明海では、日本一の干満差により形成される干潟と浅海域を活用したノリ養殖が盛んであり、令和５年に全国２位の生産量を誇っている。また、生産されるノリは品質が高く、「佐賀海苔有明海一番」といったブランド化も進んでいる。さらに、ノリ養殖だけでなく、ガザミ、シバエビ、コハダなどを漁獲する漁船漁業も盛んである。一方、玄界灘ではリアス式海岸を活かした多様な漁法と養殖が行われ、「呼子のイカ」で有名なケンサキイカをはじめ、タイ、ブリなどの多様な魚種を漁獲する漁船漁業が展開されている。また、定置網漁やクルマエビ、真珠、ブリなどの養殖漁業も展開されている。

企業・法人の参入等による次世代の担い手の確保・育成に取り組んでおり、参入の際には、園芸ハウスの整備や農業用機械の導入、農地の基盤整備等の支援に加え、令和４年度から参入相談の対応や農地を探す企業に対する農地情報の提供などにより、企業等の誘致を推進している。この活動により、令和７年７月までに７社が参入や規模拡大に至っており、今後も引き続き企業・法人の誘致に取り組んでいく。

（３）地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

① 化学工業
② 非鉄金属製造業
③ 電子部品・デバイス・電子回路製造業

（４）指定の理由

① 化学工業

イ 直近の年の総付加価値額のうち、本業種の付加価値額の占める割合

3.47%（全国での割合（基準値）3.40%）

ロ 直近５年間の従業員数の伸び率 11.73%

ハ 計画名：佐賀県施策方針 2023

具体的な目標：企業立地件数のうち半導体関連分野、化粧品・医療品・医療機器関連分野、デジタル関連分野の立地件数を年間に 10 件/年

予算措置等の具体的な取組：佐賀県企業立地補助金

成長産業の育成・集積や中小企業の持続的発展を進めるとともに、若者の県内定着・

回帰、本件産業を支える人材の育成・確保に取り組んでいる。主な取組として戦略的企業誘致を推進しており、半導体産業やコスメティック産業など佐賀県に強みや素地がある分野、各種産業の成長に必要不可欠となっているデジタル関連分野、2050 年カーボンニュートラルの実現を見据えた蓄電池産業や次世代モビリティなどのグリーンイノベーション分野、研究開発や総務・経理などの企業の本社機能部門など、佐賀県の発展を牽引し、若者をはじめとする県民が活躍できる多様で魅力ある企業の育成・集積を推進している。また、佐賀県企業立地補助金においては上記分野を重点分野として位置付けており、補助率の加算措置を行っている。

② 非鉄金属製造業

イ 直近５年間の付加価値額の伸び率 67.07%（全国での伸び率（基準値）15.24%）

ロ 直近５年間の売上金額の伸び率 25.35%

ハ 計画名：佐賀県施策方針 2023

具体的な目標：企業立地件数のうち半導体関連分野、化粧品・医療品・医療機器関連分野、デジタル関連分野の立地件数を年間に 10 件/年

予算措置等の具体的な取組：佐賀県企業立地補助金

成長産業の育成・集積や中小企業の持続的発展を進めるとともに、若者の県内定着・回帰、本件産業を支える人材の育成・確保に取り組んでいる。主な取組として戦略的企業誘致を推進しており、半導体産業やコスメティック産業など佐賀県に強みや素地がある分野、各種産業の成長に必要不可欠となっているデジタル関連分野、2050 年カーボンニュートラルの実現を見据えた蓄電池産業や次世代モビリティなどのグリーンイノベーション分野、研究開発や総務・経理などの企業の本社機能部門など、佐賀県の発展を牽引し、若者をはじめとする県民が活躍できる多様で魅力ある企業の育成・集積を推進している。また、佐賀県企業立地補助金においては上記分野を重点分野として位置付けており、補助率の加算措置を行っている。

③ 電子部品・デバイス・電子回路製造業

イ 直近５年間の付加価値の伸び率 26.41%（全国での伸び率（基準値）22.30%）

ロ 直近５年間の売上金額の伸び率 52.23%

ハ 計画名：佐賀県施策方針 2023

具体的な目標：企業立地件数のうち半導体関連分野、化粧品・医療品・医療機器関連分野、デジタル関連分野の立地件数を 10 件/年

予算措置等の具体的な取組：佐賀県企業立地補助金

成長産業の育成・集積や中小企業の持続的発展を進めるとともに、若者の県内定着・回帰、本件産業を支える人材の育成・確保に取り組んでいる。主な取組として戦略的企業誘致を推進しており、半導体産業やコスメティック産業など佐賀県に強みや素地があ

る分野、各種産業の成長に必要不可欠となっているデジタル関連分野、2050 年カーボンニュートラルの実現を見据えた蓄電池産業や次世代モビリティなどのグリーンイノベーション分野、研究開発や総務・経理などの企業の本社機能部門など、佐賀県の発展を牽引し、若者をはじめとする県民が活躍できる多様で魅力ある企業の育成・集積を推進している。また、佐賀県企業立地補助金においては上記分野を重点分野として位置付けており、補助率の加算措置を行っている。

６　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置の創設

市町は、その財政状況及び税制の公平性を勘案しながら、必要な場合において、一定の要件を課したうえで、固定資産税の課税免除措置に関する条例を整備するよう努める。

②地方創生関係施策

デジタル分野において人材の確保・育成・定着に向けた取組を行うため、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

佐賀県では、推計人口や鉱工業指数、景気動向指数等の統計情報「さが統計情報館」を県ホームページ上で公開している。これらのデータを適宜、地域経済牽引事業者へ情報提供を行う。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

佐賀県産業労働部内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内関係部署及び市町と情報共有した上で対応する。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①人材確保に向けた支援

産業人材確保対策として、県外在住の佐賀県出身等の若者とのネットワークを構築するような取組を行い、県内の雇用状況等の情報提供を行う。

県立産業技術学院における人材育成、佐賀労働局及び高等学校と連携した人材確保に注力する。また、県民やＵＪＩターン希望者にＷＥＢサイトや就職面談会等を通じ情報提供を行う。

②ビジネスマッチングの支援

県内中小企業等の経営革新や研究開発の推進を支援する（公財）佐賀県産業振興機構と連携し、誘致企業と県内企業とのビジネスマッチングを支援する。

③スタートアップの支援

当県では、起業や新たなビジネスの創出に取り組み、全国や世界に向けて大きく羽ばたこうとする者に飛躍する機会を提供している。

具体的には、

・事業創出や資金調達等起業のフェーズに応じたその道のプロによる６種類(Startup Gateway／Boost／Connect／Promote／Assign／エビチャレ Special）の個別指導プログラム。

・クラウドファンディングやふるさと納税等多様なチャネルを用いて民間資金を調達する力を養う資金調達支援スキーム。
・県の職員とプログラム受託者や採択起業家等とのチャットツールを用いたダイレクト＆リアルタイムな相談対応。
　等の支援を行っている。

④グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）の促進支援

　2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、地球温暖化対策を経済の成長・発展につなげるグリーントランスフォーメーション（ＧＸ）に関した取組を行っている。

　具体的には、
・脱炭素型の経営を目指す企業に対して、ＣＯ２排出量の算定、削減計画等の全体プログラムの策定、脱炭素型経営戦略へのデザイン支援等、一気通貫した伴走支援を行い、県内でのロールモデル企業の構築。
・ロールモデル企業の取組を広報媒体等により周知し、県内の企業に身近な取組事例として知ってもらうことで、広くＧＸに取り組もうとする機運を醸成。
・中小企業個社では脱炭素化に向けて取り組むべき内容が分からない、相談先がない等の声があることから、県内金融機関、市町等と協力し、地域ぐるみでの中小企業支援体制の構築の検討。
　等を行っている。

⑤デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の促進支援

　当県では、県内企業のデジタル技術の利活用支援とＤＸ人材の育成・確保の両面から、全国に先駆けた取組を行っている。

　具体的には、
・産業スマート化センターによるセミナーや個別相談対応、ＩＴ企業とのマッチングと、ＤＸコミュニケータによる年間 1,000 社の企業訪問やＤＸアクセラレータによる年間 20 社の伴走支援といった企業のデジタル利活用の推進。
・「SAGA Smart Samurai（プログラミング人材）」及び「SAGA Smart Ninja（ノーコード人材）」による年間 200 名の人材育成と、「SAGA Smart Community」及び「SAGA Smart Terakoya」によるデジタル人材の活躍支援。
　等を行っている。

（６）実施スケジュール

取組事項	令和６年度 （初年度）	令和７年度～ 令和９年度	令和 10 年度 （最終年度）
【制度の整備】			
固定資産税課税免除措置の整備（市町）	運用	運用	運用
デジタル田園都市国家構想交付金の活用	事業実施 （地方創生移住支援事業）	他の分野について申請を検討	事業実施 フォローアップ

【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等)】			
公共データ公開	順次公開	順次公開	順次公開
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
受付窓口	基本計画同意に併せて窓口開設	運用	運用
【その他】			
①人材確保のための支援	基本計画同意に併せて実施	運用	運用
②ビジネスマッチングの支援	基本計画同意に併せて実施	運用	運用
③スタートアップの支援	基本計画同意に併せて実施	運用	運用
④グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）の促進支援	基本計画同意に併せて実施	運用	運用
⑤デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の促進支援	基本計画同意に併せて実施	運用	運用

7　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、佐賀県内の公設試験研究機関（産業技術総合研究所九州センター、九州シンクロトロン光研究センター、工業技術センター、地域農業振興センター、上場営農センター、農業試験研究センター、果樹試験場、茶業試験場、畜産試験場、玄海水産振興センター、有明水産振興センター、林業試験場等)、佐賀県産業イノベーションセンター、ＪＣＣ、佐賀県産業スマート化センター等地域に存在する支援機関が連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため佐賀県及び市町では、これらの機関に基本計画の内容を周知し、関係支援機関の理解醸成に努める。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①国立研究開発法人産業技術総合研究所九州センター

産業技術総合研究所は、社会の持続的な発展に繋がるよう、幅広い研究開発や産業技術の向上に取り組む国内最大級の公的研究機関である。鳥栖に立地する九州センターは、産業技術総合研究所が全国に展開する 12 拠点の１つ。同センター内の「センシングシステム研究センター」ではセンサーの材料や産総研で開発した様々な技術等を統合したセンシングシステムなどの研究開発を行っている。また、九州における産学官連携拠点として産学官連携推進室を設置している。

②佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター
　九州シンクロトロン光研究センターは、シンクロトロン光を使って、材料の原子・分子レベルの分析、微細部品加工、作物等の突然変異育種等を行っており、それらの成果を新産業の創出や地域産業の高度化に生かしている。
③佐賀県工業技術センター
　食品、コスメティック、材料、環境、化学、機械、電子、デザインの各分野において多様化・高度化する技術ニーズに対応した研究開発を推進するとともに、技術相談・指導、分析・測定・解析等の依頼試験、設備機器開放、技術人材の育成等の事業を行い、県内企業の技術活動のパートナーとして、総合的な技術支援を行っている。
④地域農業振興センター
　直接農業者に接して、農業生産性の向上や農産物の品質向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援、農村生活の改善のための支援を行っている。また、関係市町と連携して、参入企業・法人に対する補助事業実施の支援等も行っている。
⑤佐賀県上場営農センター
　上場開発事業によって確保された水資源や優良農地の生産力を活かすための技術開発や生産者に対する普及指導を行っている。
⑥佐賀県農業試験研究センター
　農業分野の試験研究機関の企画調整や園芸作物の技術開発、米麦大豆の安定生産技術の確立を行っている。
⑦佐賀県果樹試験場
　佐賀県果樹の中核である温州ミカンの生産技術やオリジナル品種の開発、防除技術の開発等を行っている。
⑧佐賀県茶業試験場
嬉野茶と佐賀県茶業の振興を図るための栽培・加工技術開発や生産者に対する普及指導を行っている。
⑨佐賀県畜産試験場
　家畜の飼養管理や畜産環境の技術開発、肉用牛の改良等を行っている。
⑩佐賀県玄海水産振興センター
　玄海海域の漁業振興を目的に、水産資源の回復・増大、漁場環境の監視、養殖業の技術支援、輸出対策、赤潮・魚病対策などの試験研究や普及指導を行っている。
⑪佐賀県有明水産振興センター
　有明海の水産業の持続的発展と振興を目指し、ノリや二枚貝の養殖技術の研究、赤潮や栄養塩のモニタリング、資源回復のための種苗生産・放流、漁場環境の調査、漁業者への技術支援などの業務を行っている。
⑫佐賀県林業試験場
　林木育種、育林、林産に関する試験研究、林業の担い手や林業の後継者、また、それらの活動を支える県の林業普及指導員に対する普及指導等を行っている。
⑬佐賀県産業イノベーションセンター
　佐賀県の産業振興を目的に、経営基盤の強化、経営の革新、研究開発の推進等の幅広い支援の事業を行っている。

⑭一般社団法人ジャパン・コスメティックセンター（ＪＣＣ）
　コスメティック分野のビジネス環境を産学官の連携により整備し、多様な人材の交流と技術の集積による地域資源を活かした経済活動の活性化とグローバル市場への展開を図る推進体制を構築することにより北部九州にコスメティック産業の集積と雇用の創出を行っている。コーディネーター等専門人材を複数名配置し、会員企業の取引支援を行っている。
⑮佐賀県産業スマート化センター
　佐賀県内産業のＤＸ実現に向けて、佐賀県産業スマート化センターはＤＸを実現したい県内企業等に対し、ＡＩやＩｏＴといった情報技術を活用したソリューションやサービスの導入を支援できる企業等の紹介をしている。また、ＤＸに対応する人材育成を目的にセミナーやイベントを開催するなどの支援を行っている。

８　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全
　佐賀県は「佐賀県環境基本条例」に基づき、「佐賀県環境基本計画」を定めており、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。県、市町、事業者等の各主体は、それぞれが環境に対する自らの責任を自覚するとともに、環境保全に関して担うべき役割と参加する意義を理解し、自主的、積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指す。
　また、新規開発を行う場合は周辺土地利用に考慮して、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和をしていくものとする。整備の実施に当たって、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。
　また、廃棄物の軽減、リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。
　なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、玄海国定公園を含む事業計画を承認する際は自然環境保全部局へ相談することとし、環境保全上重要な地域に直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境保全部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導、助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（２）安全な住民生活の保全
　佐賀県は、県と警察が共同して「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」を制定し、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、県、警察、県民、事業者、防犯ボランティア団体、関係機関団体が連携して、犯罪の防止のための自主活動や環境整備に取り組み、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指している。

地域経済牽引事業の実施にあたっては、同条例に基づき、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏等を確保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行う。

（３）その他

①ＰＤＣＡ体制の整備等

地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針に基づき、毎年度、地域経済の状況及び承認した地域経済牽引事業計画の実施状況、地域経済牽引事業への支援措置、土地利用の調整の状況等、基本計画の進捗状況に関するとりまとめを行い、国に報告するとともに、効果の検証と事業の見直しを実施する。

９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）　総論

１．鳥栖市

鳥栖市の重点促進区域「重点促進区域⑦：小郡鳥栖南スマートインターチェンジ（整備中）（以下「小郡鳥栖南スマートインターチェンジ」という。）周辺」及び「重点促進区域⑧：幡崎町平田地区用地（仮称）（以下「幡崎町平田地区用地」という。）「周辺」においては、土地利用調整が必要な農地及び農用地区域が含まれている。当該地域においては輸送用機械関連産業、半導体関連産業、医療・医薬品関連産業、流通関連分野等の牽引事業を予定しており、地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

※以下は鳥栖市の重点促進区域「重点促進区域⑦：小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺」について記載

（農地及び農用地区域の範囲と現状の土地の状況）

重点促進区域⑦：小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺の農地及び市街化調整区域は下図のとおりである。

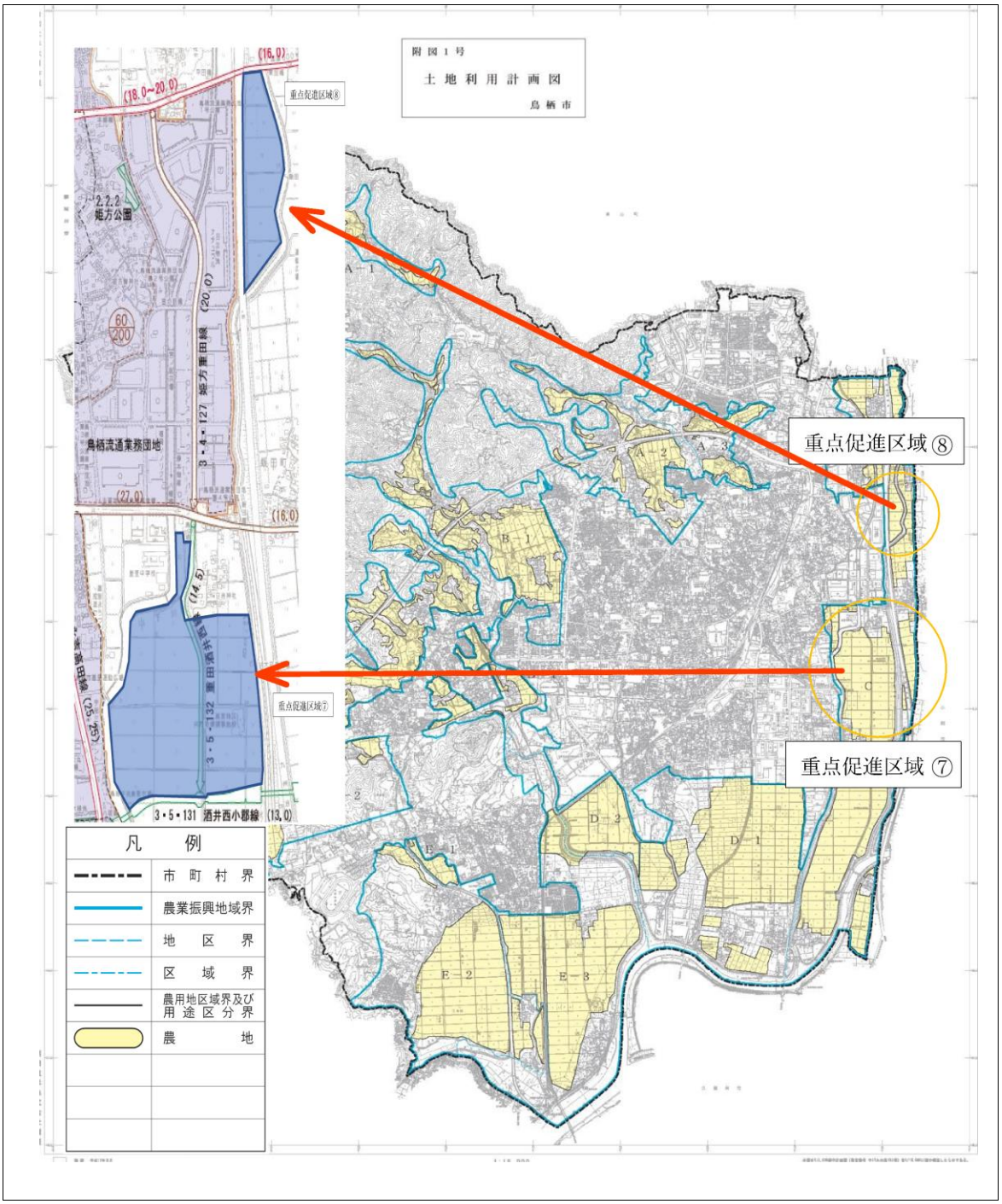
附図１号
土地利用計画図
鳥栖市
重点促進区域⑧
重点促進区域⑦
凡例
市町村界
農業振興地域界
地区界
区域界
農用地区域界及び用途区分界
農地

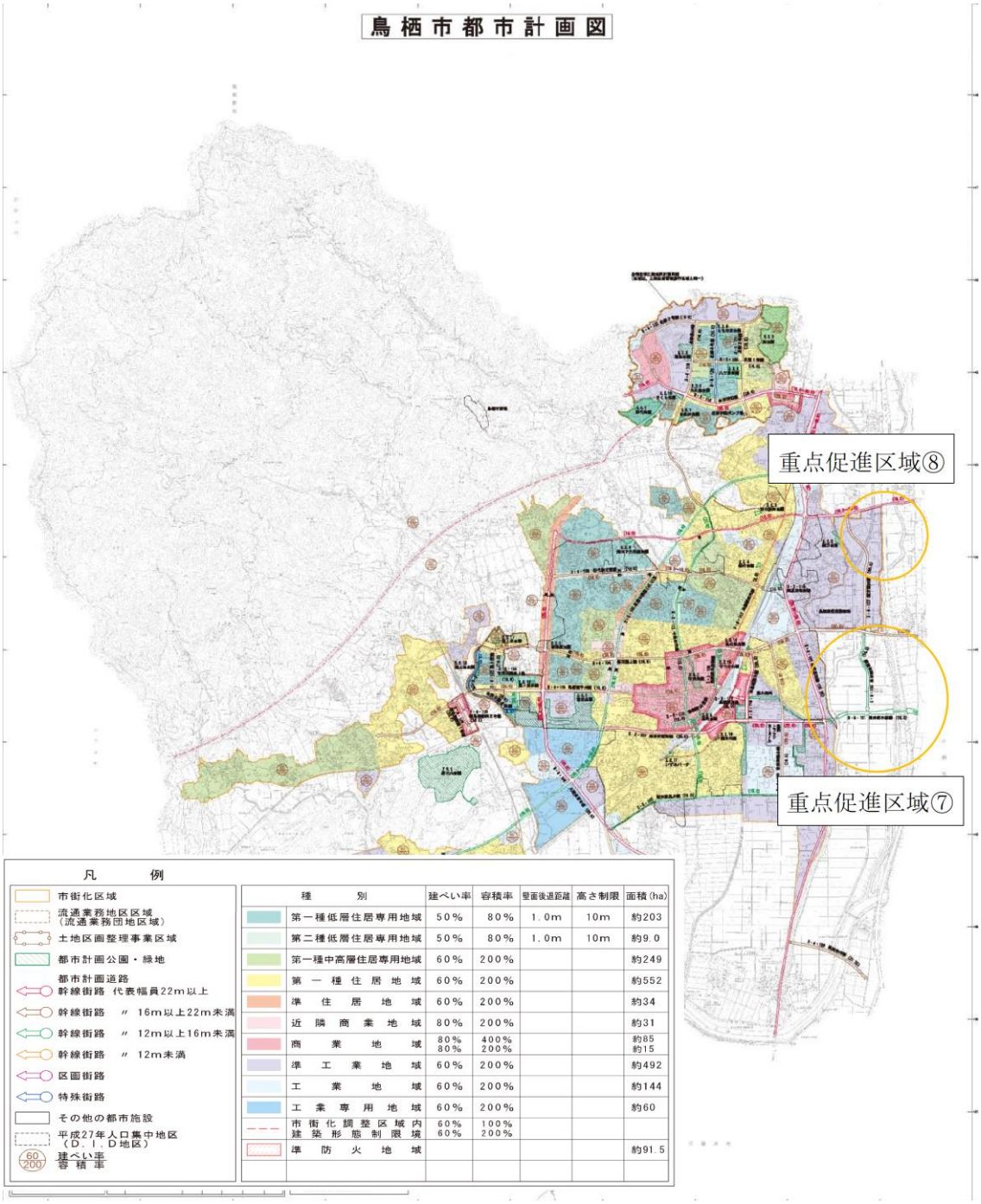

（地区内における公共施設整備の状況）

福岡県小郡市福童地区において小郡鳥栖南スマートインターチェンジの整備が進められており、本地区に隣接する鳥栖市飯田町、酒井西町、酒井東町には、小郡鳥栖南スマートインターチェンジへ直結するアクセス道路（県道及び市道）がそれぞれ新設され、交通アクセスが今後向上することにより、交通インフラが非常に充実した場所となることが見込まれる。なお、本区域内においては、上下水道や工業用水等のインフラ整備が未整備であるため、立地ニーズに応じて、最小限の整備を行う必要があるが、その他大規模な公共施設整備の必要はない。

（他計画との調和等）

佐賀県農業振興地域整備基本方針において、非農業的土地需要への対応（公用公共用施設の整備との調整）については、「やむを得ない非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な開発を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとする。この場合、農業振興地域整備計画の変更については、計画的な実施が重要であり、その変更は原則として概ね５年ごとに、農振法第 12 条の２の規定により実施する基礎調査等の結果に基づき対応する。また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という農振法第 16 条に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、農振法第 13 条第２項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする」とされている。

また、鳥栖市農業振興地域整備計画においては、社会的変化に対応するために、①鳥栖市の核作り②快適住環境の整備③大規模プロジェクトの推進と対応④開発需要の増大と新たな構想への対応という課題を提示しながら、農地の土地利用の方向性も位置付けられている。

本市においては、第二種兼業農家が多いことから、農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、高い付加価値創出と農業従事者の就労が見込める企業の立地に努め、鳥栖市農業振興地域整備計画との調和を図りながら土地利用を行っていく。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、関係部局と調整を図りながら土地利用調整を行うこととし、佐賀県農業振興地域整備基本方針、農業振興地域整備計画及び都市計画マスタープランとの調和を図っていく。

当該区域は小郡鳥栖南スマートインターチェンジに隣接しており、高速道路等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野において、工場や物流関連施設等の集積を図る地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

※以下は鳥栖市の重点促進区域「重点促進区域⑧：幡崎町平田地区用地周辺」について記載

（農地及び農用地区域の範囲と現状の土地の状況）

重点促進区域⑧:幡崎町平田地区用地周辺の農地及び市街化調整区域は別添のとおりである。

（地区内における公共施設整備の状況）

鳥栖インターチェンジに車で３分ほどの距離に位置し、また九州を南北に縦断する九州自動車道及び東西に横断する大分自動車道と長崎自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションにも近い。また、国道３号にも近接していることから、交通インフラが非常に充実した場所となっている。なお、本区域内においては、上下水道や工業用水等のインフラ整備が未整備であるため、立地ニーズに応じて、最小限の整備を行う必要があるが、その他大規模な公共施設整備の必要はない。

（他計画との調和等）

佐賀県農業振興地域整備基本方針において、非農業的土地需要への対応（公用公共用施設の整備との調整）については、「やむを得ない非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な開発を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとする。この場合、農業振興地域整備計画の変更については、計画的な実施が重要であり、その変更は原則として概ね５年ごとに、農振法第 12 条の２の規定により実施する基礎調査等の結果に基づき対応する。また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という農振法第 16 条に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、農振法第 13 条第２項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする」とされている。

また、鳥栖市農業振興地域整備計画においては社会的変化に対応するために、①鳥栖市の核作り②快適住環境の整備③大規模プロジェクトの推進と対応④開発需要の増大と新たな構想への対応という課題を提示しながら、農地の土地利用の方向性も位置付けられている。

本市においては、第二種兼業農家が多いことから、農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、高い付加価値創出と農業従事者の就労が見込める企業の立地に努め、鳥栖市農業振興地域整備計画との調和を図りながら土地利用を行っていく。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、関係部局と調整を図りながら土地利用調整を行うこととし、佐賀県農業振興地域整備基本方針、農業振興地域整備計画及び都市計画マスタープランとの調和を図っていく。

当該区域は鳥栖インターチェンジ及び小郡鳥栖南スマートインターチェンジに近接しており、高速道路等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野及び流通関連分野において、工場や物流関連施設等の集積を図る地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

２．有田町

有田町の重点促進区域「重点促進区域①：前原工業団地」周辺においては、土地利用調整が必要な農地及び農用地区域が含まれている。当該地域においては輸送用機械関連産業、半導体関連産業、医療・医薬品関連産業、流通関連分野、燃料電池関連産業等の牽引事業を予定しており、地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

（農地及び農用地区域の範囲と現状の土地の状況）

重点促進区域①：前原工業団地周辺の農地は下図のとおりである。

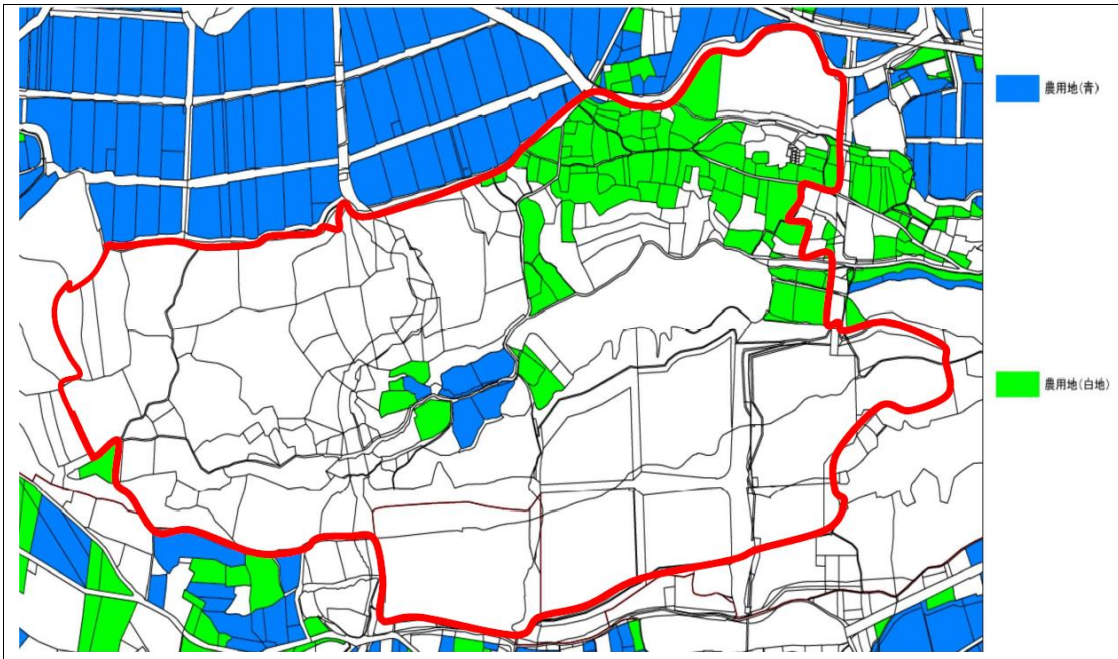

（地区内における公共施設整備の状況）

前原工業団地には、現在、企業９社が立地している。前原工業団地を含め、区域内には企業が操業するための道路や電気、水道等のインフラは整備されており、今後、立地ニーズに応じて、最小限の整備を行う可能性はあるが、新たに大規模な公共施設整備の必要はない。

（他計画との調和等）

佐賀県農業振興地域整備基本方針において、非農業的土地需要への対応（公用公共用施設の整備との調整）については、「やむを得ない非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な開発を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとする。この場合、農業振興地域整備計画の変更については、計画的な実施が重要であり、その変更は原則として概ね５年ごとに、農振法第 12 条の２の規定により実施する基礎調査等の結果に基づき対応する。また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という農振法第 16 条に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、農振法第 13 条第２項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする」とされている。

また、有田町農業振興地域整備計画においては、農業と他産業との調和ある発展を基本姿勢としている。農

農業は本町の基幹産業だが、他産業への就業の場が少なく、就業を希望する農業従事者の農外への就業機会は必ずしも十分とは言えない。このため、就農者確保に向けた関係機関と連携した支援もさることながら、企業誘致等による若年層の地元への定着化を推進することとしている。

今後、安定した農外就労確保拡大を図るため、本町の立地条件等を踏まえつつ、農業地域への工場等の誘致を積極的かつ計画的に促進し、農業地域での雇用機会を増大させるとともに農業と工業等との均衡ある発展を図ることとしている。

有田町都市計画区域マスタープランにおいて、本区域を含む西有田町に立地する既存工業団地等では、既存企業の高度化等、

工業機能の維持・強化を図るとともに、新たな工場立地の受け皿づくりを推進するとしている。

そのため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の実施においては、基本方針及び基本計画に則り、関係部局と調整を図りながら土地利用調整を行うこととし、佐賀県農業振興地域整備基本方針、農業振興地域整備計画及び都市計画区域マスタープランとの調和を図っていく。

当該区域は西九州自動車道佐世保三川内インターチェンジの近傍であるとともに、前原工業団地に隣接している。高速道路等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野において、工場や物流関連施設等の集積を図る地域経済牽引事業の用に供されるものであることから、これらの方針と調和したものである。

（２） 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

１．鳥栖市

土地利用調整区域については、工場適地、業務用地を優先して設定することとする。小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺及び幡崎町平田地区用地周辺への立地を想定していた事業者が取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて土地利用調整区域を設定することとする。やむを得ず土地利用調整区域に農地及び農振農用地区域を含める場合において、土地利用調整区域を設定する際に行うべき調整は、地域の実情を踏まえ、以下の方針により行うこととする。

① 農振農用地区域外での開発を優先すること

土地利用を行う際の基本的な事項として、施設用地については、地方公共団体が大規模な工業団地を先行して造成するのではなく、具体的な立地ニーズや事業の確実性を踏まえた後に調整を行うこととする。小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺は、小郡鳥栖南スマートインターチェンジの設置により、九州交通インフラの大動脈である九州自動車道への直接的なアクセスが可能な地域となる。また、幡崎町平田地区用地周辺は、鳥栖インターチェンジや九州を縦断する九州自動車道及び横断する大分自動車道と長崎自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションに近く、国道３号にも近接しており、いずれも地域経済牽引事業者が企業活動を行うに適した土地と言える。これら区域は、農用地区域内であるが、土地利用調整区域の設定に当たっては、農振農用地区域外の土地の利活用を優先して検討する。また、佐賀県農業振興地域整備基本方針に基づき、農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、農村地域の環境の保全に十分配慮する。

なお、小郡鳥栖南インターチェンジ周辺及び幡崎町平田地区用地周辺に市街化区域は存在せず、令和４年度工場適地調査において、遊休地（未決定面積）は把握されていない。

② 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

やむを得ず農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる、また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業農村整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化に支障が生じる、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じる等、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、優良農地を確保する観点から、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進へ支障が生じる恐れがある場合は、開発は認めないこととする。

なお、当該地区については、暗渠排水の整備や基里地区共同乾燥施設の整備等の事業が実施されたところであり、周辺の農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地及び農振農用地区域において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。特に、土地改良事業等の受益地や農振農用地区域内の相当部分を開発するもの等、地域の農業振興に支障を及ぼす恐れがある開発は行わないこととする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺及び幡崎町平田地区用地周辺のうち、圃場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

なお、当該地域において、圃場整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない農地は確認されていない。

⑤ 農地中間管理機構関連事業を実施した地域を含めないこと

小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺及び幡崎町平田地区用地周辺においては、現状、農地中間管理機構関連事業の実施予定は確認されていない。今後、当該事業の対象農地になった場合、農地中間管理機構の中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

２．有田町

土地利用調整区域については、工場適地、業務用地を優先して設定することとする。前原工業団地周辺への立地を想定していた事業者が取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて土地利用調整区域を設定することとする。やむを得ず土地利用調整区域に農地及び農振農用地区域を含める場合において、土地利用調整区域を設定する際に行うべき調整は、地域の実情を踏まえ、以下の方針により行うこととする。

① 農振農用地区域外での開発を優先すること

土地利用を行う際の基本的な事項として、施設用地については、地方公共団体が大規模な工業団地を先行して造成するのではなく、具体的な立地ニーズや事業の確実性を踏まえた後に調整を行うこととする。前原工業団地周辺は、西九州自動車道佐世保三川内インターチェンジへのアクセスが良く、地域経済牽引事業者が企業活動を行うに適した土地と言える。これら区域の一部は農用地区域内であるが、土地利用調整区域の設定に当たっては、農振農用地区域外の土地の利活用を優先して検討する。また、佐賀県農業振興地域整備基本方針に基づき、農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、農村地域の環境の保全に十分配慮する。

なお、前原工業団地周辺に市街化区域は存在せず、令和元年度工場適地調査において、遊休地は把握されていない。

② 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

やむを得ず農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じる、また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業農村整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化に支障が生じる、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障が生じる等、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、優良農地を確保する観点から、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進へ支障が生じる恐れがある場合は、開発は認めないこととする。

なお、当該地区については、県営国見地区かんがい排水事業、県営曲川地区圃場整備事業が実施されたところであり、当該事業の受益地において開発が行われること避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地及び農振農用地区域において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。特に、土地改良事業等の受益地や農振農用地区域内の相当部分を開発するもの等、地域の農業振興に支障を及ぼす恐れがある開発は行わないこととする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

前原工業団地周辺のうち、圃場整備事業の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

なお、当該地域において、圃場整備事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して８年を経過しない農地は確認されていない。

⑤ 農地中間管理機構関連事業を実施した地域を含めないこと

前原工業団地周辺においては、現状、農地中間管理機構関連事業の実施予定は確認されていない。今後、当該事業の対象農地になった場合、農地中間管理機構の中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①から③までの考え方に基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

（３） 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

１．鳥栖市

小郡鳥栖南スマートインターチェンジ周辺は、小郡鳥栖南スマートインターチェンジの設置により、九州交通インフラの大動脈である九州自動車道への直接的なアクセスが可能な地域となる。幡崎町平田地区用地周辺は、鳥栖インターチェンジや九州を縦断する九州自動車道及び横断する大分自動車道と長崎自動車道の分岐点となる鳥栖ジャンクションに近く、国道３号にも近接しており、いずれも地域経済牽引事業者が企業活動を行うに適した土地と言える。周辺には九州随一の物流拠点であるグリーン・ロジスティクス・パーク鳥栖や多くの企業が集まる商工団地が既にあり、今後交通アクセスを活用して、成長ものづくり産業・流通関連産業を更に推進するために重点的に支援すべき区域と考えている。

重点促進区域内に存在する市街化調整区域については、今後必要に応じて、土地利用調整に関し必要な事項を追加する。

１０ 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「第２期佐賀県基本計画」に基づき法第 11 条第３項の規定による同意（法第 12 条第１項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法 13 条第４項の規定による承認（法第 14 条第３項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。